

# 欧米競争政策の動向のポイント

2023年1月13日 No.33

金子 晃 監修

内 容

## I 米国競争法(政策)

### 1 共謀事件

- (1) 司法省、入札談合への関与の罪で断熱請負業者が刑の宣告を受けた旨を公表(2022年11月7日)
- (2) 司法省、建設会社のオーナーが入札談合と贈賄に関与したとして、有罪の答弁を行った旨を公表(2022年11月14日)
- (3) 司法省、越境労働者産業の独占化を図り、米国・メキシコ国境付近で競争者を脅した嫌疑で起訴された12人について、彼ら彼女らに対する起訴状が開封された旨を公表(2022年12月6日)

## II 欧州競争法(政策)

### 1 買収事件

- (1) 欧州委員会、ALDによるLeasePlanの買収を条件付承認(2022年11月25日)

### 2 共謀事件

- (2) 欧州委員会、スチレン購入者に対しカルテル和解手続により1億5700万ユーロの制裁金を賦課(2022年11月29日)

---

公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052 東京都港区赤坂1-4-1

赤坂KSビル2F

電話 03-3585-1241 FAX 03-3585-1265

<https://www.koutori-kyokai.or.jp>

## I 米国競争法(政策)

本号では共謀のみの事件2件、及び共謀兼独占化の刑事事件1件を取り上げる。共謀のみの事件は何れもが、公共工事案件の競争入札で談合が行われ、司法省発足の調達共謀対策チームが捜査・訴追に関わったケースである。

1 件目は、コネチカット州の公的施設等における断熱請負案件の入札で、談合を繰り返したとして、断熱工事業者が罰金支払命令を受けた事案である。今回の刑の宣告は、断熱下請産業に対する捜査で刑が言い渡された三回目である。

2 件目は、カリフォルニア州運輸省の公共調達に関し、入札談合等に関与したとの起訴内容に対し、建設会社のオーナーが有罪の答弁を行ったという事件である。本件被告は、同州運輸省発注の施設改修業務に関する継続中の捜査で、有罪の答弁を行った3人目である。

3 件目は、越境労働者向けサービスを巡って、シャーマン法1条及び2条に違反し、価格カルテルを実施し、組織として市場を独占化したとの嫌疑で、起訴された個人12人について、起訴状が開封されたという事例である。越境労働者は、米国から中古車等をラテンアメリカに持込み販売している者である。本件では、価格カルテルのみならず、共犯者組織による独占行為に対しても刑事訴追がなされている。この点、反トラスト局は本年春に、シャーマン法2条違反行為を民事ではなく刑事の訴追をするとの方針転換を表明し、本件では、表明後の2件目の刑事事例が提起された。

### 1 共謀事件

#### (1) 司法省、入札談合への関与の罪で断熱請負業者が刑の宣告を受けた旨を公表(2022年11月7日)<sup>1</sup>

Axion Specialty Contracting LLC(以下「Axion」という。)は、コネチカット州に所在する公的や民間施設を標的とした入札談合への関与の事件で、コネチカット州地区連邦地方裁判所のブリッジポート庁舎にて、1,001,989ドル(約1億3526万円、1ドル=135円)の罰金及び313,121ドル(約4227万円)の損害賠償を支払うように命じられた。本件は、断熱の下請産業に対する長年の捜査の結果として得られた3番目の刑の宣告である。

8月3日に行われた有罪答弁によると、被告は、他の断熱請負業者と共謀して、コネチカット州に所在する大学、病院、その他の公的や民間施設で行われた建設プロジェクトにおいて、配管・ダクトに断熱材を巻き付ける工事の契約に係る入札で、談合を行っていた。本件共謀は5年以上にわたって続き、具体的には遅くとも2012年10月から早くとも2018年3月までの

<sup>1</sup> Press Release, Department of Justice, Insulation Contracting Firm Sentenced for Rigging Bids, November 7, 2022.

間継続していた。個人や法人計6人が本件捜査の結果として明るみに出た罪を犯した旨を認め、有罪の答弁を行った。個人3人と法人1社は刑の言い渡しを待っている。

司法省反トラスト局のジョナサン・カンター局長は以下のとおり述べた。

「本日の量刑は、プロセスとしての競争を回避し、公的や民間施設を標的とする犯罪の重大性を反映している。我々は、個人的利益及び企業の貪欲のために、プロセスとしての競争を回避する役員及び企業を訴追し、責任を取らせることにしている。」

コネチカット州地区のヴァネッサ・ロバーツ・エーバリー連邦地検は以下のように発言した。

「企業の最終利益を改善させるために、競争者と共に違法な共謀を行った個人や法人は、本件の訴追を通じて、責任を取らなければならないようになった。私は、コネチカット州の至る所にある病院、大学と企業を犠牲にした本件陰謀について、その捜査をした連邦捜査局(FBI)と国防総省・監察総監室・国防犯罪捜査サービス課(Defense Criminal Investigative Service ; 以下「DCIS」という。)に対して、賞賛の気持ちを表したい。」

FBI ニューヘイブン支局で特別捜査官の責任者を勤めるデヴィッド・サンドバーグは以下の声明を発した。

「FBI はプロジェクト又は建設詐欺の容疑、並びに競争入札に係る談合の容疑を真剣に受け止めており、このような事件を十分に捜査するために、適切なリソース全てを投じるようにしている。このような罪を犯すのを共謀する者は我々によって訴追され、法に基づいて裁かれるようになる。本件で科されたきわめて厳しい刑罰は、このことを示す証である。」

国防総省・監察総監室・DCIS の北東出張所で特別捜査官の責任者を勤めるパトリック・P・ヘガティは以下のように述べた。

「DCIS は国防総省・監察総監室の法執行部門であり、この部署は反競争的な慣行を捜査している。捜査対象には、国防総省の契約相手の選定過程における公平性や信頼性を損ねるような行為がある。我々は、司法省とFBIと連携して、国防総省の調達システムを危うくしようとする企業に責任を取らせることに専念している。本件の量刑は、このようなことを示している。」

Axion は、シャーマン反トラスト法1条の下での入札談合の重罪1件の罪を犯した旨を既に認め、有罪の答弁を行った。Axion はまた400ドル(約54,000円)の特別財産税を支払うようも命じられた。

反トラスト局ニューヨーク支局、コネチカット州地区の連邦検事室、FBI ニューヘイブン事務所及びDCIS ニューヘイブン出張所がこの捜査を行った。

2019年11月に司法省は、共同法執行の取組であるProcurement Collusion Strike Force(調達共謀対策チーム; 以下「PCSF」という。)を発足した。PCSFは、政府による調達や助成金、資金援助プログラムに係る反トラスト法違反行為また関連する詐欺罪の撲滅を目的としている。政府には連邦、州、地方自治体といった各レベルの行政組織がある。

**(2) 司法省、建設会社のオーナーが入札談合と贈賄に関与したとして、有罪の答弁を行った旨を公表(2022年11月14日)<sup>2</sup>**

建設会社のオーナーは、カリフォルニア州運輸省によって授与された一連の改修工事契約に関する入札談合と贈賄事件における自身の役割について、有罪の答弁を行った3人目となった。

11月14日にカリフォルニア州東部地区地裁のサクラメント庁舎で提出された有罪答弁協定書によると、Bill R. Miller(ミラー)は、2015年4月から早くとも2019年12月までの間、同州運輸省が授与する契約の獲得のための競争入札過程を妨げるために、度々共謀していた。共謀の目的は、共犯者達又はミラー自身によって所有されている会社が落札者となり、契約が得られるようにするためであった、とされている。この共謀の一環として、ミラー氏は同州運輸省が行った入札で、偽の札を入れるように他者を誘った。共犯者である William D. Opp も勧誘され、彼は以前にはミラー氏の仕事仲間であって、本件では、2022年10月3日に有罪の答弁を行った。

入札談合への関与について有罪の答弁を行うと共に、ミラー氏は、カリフォルニア州運輸省の元契約課長である Choon Foo “Keith” Yong(ヨング)に対して賄賂を贈ったとの嫌疑についても、有罪の答弁を行った。同州運輸省は相当程度の連邦予算を受け取っている同州機関である。ヨング氏は2022年4月11日、本件入札談合と賄賂の陰謀での彼自身の役割について、有罪の答弁を行った。ヨング氏の有罪答弁協定書によると、彼は現金、ワイン、家具及び家の修築サービスという形で賄賂を受け取った。ヨング氏が受け取った現金及び便益の価値は合計80万ドル(約1億800万円)以上であった。

司法省反トラスト局のジョナサン・カンター局長は以下のように述べた。

「この建設会社のオーナーは、カリフォルニア州運輸省で行われた賄賂と入札談合についての反トラスト局の捜査において、有罪の答弁をした3人目であり、また正義に照らして処断された最も高いレベルのコントラクターでもある。運輸インフラは我々の国にとって重要であり、よって、公共工事を標的とする入札談合と賄賂の陰謀は、反トラスト局とその調達共謀対策チームのパートナー達の最重要課題である。」

カリフォルニア州東部地区のフィリップ・タルバート連邦地検は以下の声明を出した。

「カリフォルニア州は納税者のお金を使う多数の政府プロジェクトを実施しており、それが故に、汚職を根絶し、契約相手の選定過程における公正性を守るのが重要である。私の検事室は汚職の捜査と訴追に傾注しており、それらの対象には、公務員に賄賂を贈ろうとする者、又は政府の高潔さへの一般大衆の信頼を破壊させるような、他の公共汚職に従事する者が含まれる。」

---

<sup>2</sup> Press Release, Department of Justice, Construction Company Owner Pleads Guilty to Bid Rigging and Bribery, November 14, 2022.

ミラー氏は、カリフォルニア州東部地区地裁のキンバーリー・J・ミューラー判事より、2023年2月6日に刑の宣告を受ける予定である。本件入札談合の共謀については、ミラー氏には、最高法定刑として10年の禁固刑、及び100万ドル(約1億3500万円)又は犯罪による損失の2倍の金額までの罰金刑が科せられる。連邦予算が拠出されるプログラムに関する収賄罪については、ミラー氏には、最高法定刑として10年の禁固刑、及び25万ドル(約3375万円)又は犯罪による損失の2倍の金額までの罰金刑が科せられる。それはそれとして、実際の量刑は、あらゆる法定要因及び米国量刑ガイドラインが考慮された後に、連邦地方裁判所の裁判官によって決定される。ミラー氏は有罪を認めたのみならず、損害の賠償の支払いにも同意した。

本日の有罪答弁は、反トラスト局サンフランシスコ事務所、カリフォルニア州東部地区の連邦検事室及びFBI サクラメント支局による共同捜査の結果として行われたものである。共同捜査は、司法省が結成した Procurement Collusion Strike Force(調達共謀対策チーム;以下「PCSF」という。)の活動の一環として行われた。

2019年11月に司法省は、共同法執行の取組であるPCSFを発足した。PCSFは、政府による調達や助成金、資金援助プログラムに係る反トラスト法違反行為及び関連する詐欺罪の撲滅を目的としている。政府には連邦、州、地方自治体といった各レベルの行政組織がある。2020年秋期、PCSFはグローバルPCSFの創設によってその活動範囲を拡大した。グローバルPCSFは米国外で行われる財政支出の資金を狙っている共謀について、その抑止、探知、捜査また訴追を目的としている。

### **(3) 司法省、越境労働者産業の独占化を図り、米国・メキシコ国境付近で競争者を脅した嫌疑で起訴された12人について、彼ら彼女らに対する起訴状が開封された旨を公表(2022年12月6日)<sup>3</sup>**

司法省は12月6日、11件の犯罪についての起訴状が公開された旨を公表した。本件において、テキサス州ロス・インディオズ周辺地域で越境労働者支援産業の独占化を進めるための多面的な共謀を行ったとして、12名が起訴された。当該地域はテキサス州ハーリンゲン及びブラウズビル付近の国境地帯である。越境労働者は、米国で中古車その他の商品を買ひ、メキシコ経由で、それらをラテンアメリカに持ち込み、販売している商人である。越境労働者支援機関は、越境労働者である顧客に対して、サービス提供を行っている企業であり、とりわけ、メキシコへ自動車輸出をする際に必要とされる国境税関手続の手助けをしている。

テキサス州南部地区地裁に提出された起訴状によると、以下8名がシャーマン法1条に違反し、越境労働者向けサービスを巡る価格カルテル及び市場分割を行うために共謀していた。8名はテキサス州ミッションに居住する36歳のCarlos Favian Martinez、テキサス州ブラウズビル

---

<sup>3</sup> Press Release, Department of Justice, Criminal Charges Unsealed Against 12 Individuals in Wide-Ranging Scheme to Monopolize Transmigrante Industry and Extort Competitors Near U.S.-Mexico Border, December 6, 2022.

ルに居住する 32 歳の Marco Antonio Medina、テキサス州ブラウンズビルに居住する 38 歳の Roberto Brown、メキシコのタマウリパス州に居住する 47 歳の Pedro Antonio Calvillo Hernandez、テキサス州サンベニートに居住する 56 歳の Roberto Garcia Villareal、テキサス州ブラウンズビルに居住する 70 歳の Miguel Hipolito Caballero Aupart、テキサス州ランチョ・ヴィエーゴに居住する 68 歳の Sandra Guerra Medina 及びテキサス州ラ・フェリアに居住する 56 歳の Mireya Miranda である。また彼ら彼女らは、シャーマン法 2 条に違反して、同市場の独占化のための共謀も行っていた。起訴状は、彼ら彼女らが価格協定を実施し、共謀者達の収入を集めて共謀者間でそれを分け合うための中央組織、通称「ザ・プール」を創設した、と主張している。

起訴状によると、越境労働者機関のオーナー及び業界参加者は、共謀価格の徴収、ザ・プールへのお金の投入、又は用心棒代の支払いを拒んだりすれば、彼ら彼女ら、また彼ら彼女らの家族、従業員、仲間や同僚及び事業が威嚇、脅迫また暴力を受けたりするという対象となった。

Martinez、Medina、Calvillo 及び Garcia と共に、メキシコのマタモロス市に所在する 48 歳の Diego Ceballos-Soto、及びテキサス州ミッションに所在する 63 歳の Carlos Yzaguirre は、恫喝による威力業務妨害をするための共謀といった犯罪 1 件を行ったとして、起訴された。起訴状は、越境労働者産業の参加者ら及びそれらに関係が近い個人の中には、陰謀を妨害したり、用心棒代の支払いを拒んだりする者もいたが、彼ら彼女らに対しては、暴力が実行された、と訴えている。Martinez、Ceballos-Soto 及び Yzaguirre は、恫喝による威力業務妨害といった犯罪 1 件についても起訴された。彼らは、越境労働者組織のオーナーの一人がザ・プール外で事業を行っていた上、用心棒代も払わなかったことから、そのオーナーに対し、8 万ドル(約 1080 万円)以上の支払いを強要した、とされている。

最後に、Martinez、Medina、Calvillo、Ceballos-Soto 及び Yzaguirre と共に、テキサス州ブラウンズビルに所在する 32 歳の Juan Hector Ramirez Avila、テキサス州ブラウンズビルに所在する 44 歳の Jose de Jesus Tapia Fernandez は、資金清浄の共謀、及び本件の基礎となる陰謀に関する実質的な犯罪数件を犯したとして、訴えられた。

司法省反トラスト局のジョナサン・カンター局長は以下の声明を出した。

「起訴状は、被告らがひどい暴力及び暴力の威嚇を通じて一つの産業の独占化を進めた、と訴えている。反トラスト局は、(シャーマン法 2 条を含み)利用可能な手段全てを使って、我が国の経済的活気と自由を損ねるような、反競争的行為に対処している。」

司法省刑事局のケネス・A・ポライト Jr.局長は以下のとおり述べた。

「訴えられているとおり、この犯罪組織は、その違法行為に参加しなかった者に対して、凶悪な暴力行為を行った。我々のパートナー達と一緒に、我々は、まっとうに働いて暮らそうとしている個人に対して被害をもたらすような、暴力的組織の解体に専念している。」

テキサス州南部地区のジェニファー・ロウリー連邦地検は以下のように発言した。

「我々の検事室はテキサス州市民を凶悪犯罪及び収奪的事業慣行から守ることに専念しており、本日公表された起訴状には、このようなことが示されている。政府横断的な協力を我々のパートナー達と進めつつ、我々は、我々の地域社会を犠牲にしている凶悪犯罪を捜査し、訴追し続けることにしている。」

国土安全保障省・調査局・サンアントニオ出張所で特別調査官の責任者代理を勤めるクレグ・ララビーは以下の声明を発した。

「組織犯罪は活発であり、また我々の地域社会に悪影響を及ぼしている。この事件はこのようなことを示す更なる証拠である。これらの暴力的な犯罪組織は暴力と威嚇により、また恐喝でさえも使って、越境労働者産業の独占化を進めた。国土安全保障省・調査局は、この実にひどい犯罪活動に対処するため、あらゆる種類の法執行手段や国境法令を活用している。国土安全保障省・調査局及びその法執行パートナー達は、我々の地域社会から組織犯罪の邪悪な影響を取り除き、また我々の国境を守ることににより、組織犯罪の解体に専念している。」

連邦捜査局(FBI)サンアントニオ支局のオリバー・E・リッチ Jr.特別捜査官は以下のように述べた。

「本日行われた起訴状の公開は、この重要な捜査における FBI とその法執行パートナー達との継続的努力によりもたらされた。FBI は、米国における地域社会を暴力の威嚇と経済犯罪から守ることに打ち込み続けている。」

国土安全保障省・調査局及び FBI が本件捜査を行っている。また、司法省の反トラスト局及び刑事局組織犯罪及びギャング課、並びにテキサス州南部地区の連邦検事室が本件訴追を行っている。

(お問い合わせは、佐藤 潤、慶應義塾大学産業研究所共同研究員・クレド法律事務所提携米国ニューヨーク州弁護士 jun\_sato02@yahoo.co.jp、までお願いします。)

## II 欧州競争法(政策)

本号では、買収事件1件とカルテル事件1件を取り上げる。

1 件目は、ALD(フランス)による LeasePlan の買収について、ALD が申し出た同社と LeasePlan のオペレーショナルリース事業の売却を条件に承認されたものである。

2 件目は、カルテル和解手続により処理されたスチレンの購入者6社による購買カルテルである。INEOS は、欧州委員会に本件カルテルの存在を明らかにしたため制裁金が全額免除された。本件は、購買カルテルである点が注目される。

### 1 買収事件

#### (1) 欧州委員会、ALD による LeasePlan の買収を条件付承認(2022年11月25日)<sup>4</sup>

欧州委員会は合併規則の下、ALD による LeasePlan の買収を承認した。本件承認は、ALD の申し出た問題解消措置の全面的な遵守を条件とする。

ALD と LeasePlan は、欧州経済領域(EEA)においてオペレーティングリース、及び関連する運用サービスを提供する主導的事業者である。本件両当事者は、複数の EEA 諸国において多様な車両を必要とする大企業の顧客に提供するオペレーティングリース事業において競合している。オペレーティングリースの契約においては、貸主が車両保有に関連する危険を負担するのが通例である。

#### 欧州委員会による調査

欧州委員会は、当初届出のあった本件取引について、チェコ、フィンランド、アイルランド、ルクセンブルク、ノルウェー、ポルトガルのオペレーティングリース市場における競争を実質的に制限するおそれがあることに懸念を有していた。

欧州委員会による調査の結果、次のことが明らかになった。

- ・ 合併により誕生する事業者は、強い市場支配力を有しており、上記各加盟国市場において、競争者から受ける競争上の圧力は限定的である。
- ・ オペレーティングリース市場は、資金調達、サービスを提供するネットワーク構築等の高い参入障壁を特徴とする。
- ・ ADD と LeasePlan は、特に大企業の顧客について近接した競争者である。

<sup>4</sup> Press Release, European commission, Mergers: Commission clears ALD's acquisition of LeasePlan, subject to conditions, 25 November 2022.



## 提案された問題解消措置

欧州委員会の競争上の懸念を解消するため、ALD は以下の問題解消措置を申し出た。

- ・ アイルランド、ノルウェー、ポルトガルにおける ALD のオペレーティングリース事業のほか、チェコ、フィンランド、ルクセンブルクにおける LeasePlan の事業を資産、契約、従業員とともに売却する。これにより購入者は持続性ある競争力として、上記各市場において長期にわたり売却事業を運営できるようになる。
- ・ ブランド再構築のための時間、IT サービスへのアクセス、又は中古車販売プラットフォームへのアクセス等の移行サービスを最長2年(1年までの延長可能)にわたり提供する。

上記措置は、欧州委員会が競争上の懸念を認定したオペレーティングリースの国内市場における両者間の事業の重複を取り除くものである。

欧州委員会は、市場テストの結果を受け、上記措置により修正された本件取引は、競争上の懸念を惹起するものではないと結論づけた。欧州委員会の決定は、本件措置の全面的な実施を条件とする。

## 背景

ALD は、フランスに本拠を置く ALD グループの持株会社である。ALD グループは、車両リースと関連する運用サービスを主な事業とするモビリティソリューションを提供している。同社は、フランスに本拠を置く銀行・金融サービスグループ Société Générale Group の持株会社 Société Générale S.A. が単独で支配している。

LeasePlan は、オランダに本拠を置くフリート管理と配達モビリティ企業である。同社の主要事業は、車両リースと関連する運用サービスである。

なお、本件は2022年10月5日に欧州委員会に届出がなされたものである。

## 2 共謀事件

### (1) 欧州委員会、スチレン購入者に対しカルテル和解手続により1億5700万ユーロの制裁金を賦課(2022年11月29日)<sup>5</sup>

欧州委員会は Sunpor、Synbra、Synthomer、Syntos と Trinseo の5社に対し、スチレンモノマーの商業市場における購買カルテルに参加していたことを理由に総額1億5700万ユーロ(約220億円、1ユーロ=140円)の制裁金を賦課した。INEOS は、制裁金減免制度の下、欧州委員会に本件カルテルの存在を明らかにしたため制裁金が賦課されなかった。全6社は、本件カルテルへの関与を認め、和解手続により本件を解決することに同意した。

---

<sup>5</sup> Press Release, European commission, Antitrust: Commission fines styrene purchasers €157 million in cartel settlement, 29 November 2022.

## 違反行為

本件カルテルの対象商品であるスチレンモノマー(以下「スチレン」という。)は、プラスチック、レジン、生ゴム、ラテックス等の多くの他の化学製品の鍵となる原材料として使用される中間化学製品である。

スチレンの購入者6社は、事業上機微な情報を交換し、スチレンの産業基準価格(スチレン月次契約価格、SMCP)に関する交渉戦略を調整していた。SMCPは、業界における基準価格として幅広く用いられており、スチレン供給契約における価格算定の一部を構成することも多い。

本件では、事業者が自己の販売価格引上げについて共謀する多くのカルテルとは異なり、6社はスチレンの価格要素の1つを引き下げる共謀を企てた。具体的に6社は、自己の利益となるようにSMCPに対し影響を与えるため、スチレン販売者との2社間でのSMCP「決定」交渉の前、及び交渉の最中に、価格交渉に関する戦略を調整していた。6社はまた、スチレン販売者との交渉の前、及び交渉の最中に価格に関連した情報を交換していた。上記行為は、市場参加者の個別の決定に基づくべきという原則に反し、競争過程を歪曲するものとしてEU競争法により禁止されるものである。

欧州委員会の調査により、2012年5月1日から2018年6月30日にかけて欧州経済領域において実施された単一かつ継続的な違反行為の存を明らかになった。違反行為に対する各社の参加期間の詳細は、以下のとおりである。

事業者名	開始日	終了日
INEOS	2012年5月1日	2017年9月28日
Sunpor	2016年9月30日	2018年6月30日
Synbra	2013年1月29日	2014年12月31日
Synthomer	2012年5月1日	2018年6月30日
Synthos	2016年9月1日	2018年6月30日
Trinseo	2012年5月2日	2018年6月30日

## 制裁金

制裁金は、欧州委員会の2006年制裁金ガイドラインに基づいて算定された。

欧州委員会は制裁金額を決定するに際し、本件違反行為に関連するスチレンの購入額、違反行為の性質、地理的範囲、継続期間を含む様々な要素を考慮した。

Trinseoを除く全当事者は、制裁金減免措置の下、欧州委員会に協力した。

- ・ INEOSは、本件カルテルの存在を明らかにしたため、全額免除された。
- ・ Sunpor、Synthomer、Synthos、Trinseoは、欧州委員会の調査に協力したことを理由に制裁金が減額された。減額分には、同社の協力のタイミング、欧州委員会が各社の関与していた本件カルテルの存在を証明するのに役だった程度が反映されている。

これに加えて欧州委員会は、2008年和解告示の下、各社が本件カルテルへの関与と責任を

認めていることを考慮し、10%の制裁金の減額を適用した。各社に賦課された制裁金額の詳細は、以下のとおり。

企業名	減免告示による減額	和解告示による減額	制裁金額
INEOS	100%	10%	0
Sunpor	40%	10%	3250万5000ユーロ(約45.5億円)
Synbra	30%	10%	3172万ユーロ(約44.4億円)
Synthomer	20%	10%	3262万1000ユーロ(約45.7億円)
Synthos	10%	10%	4301万1000ユーロ(約60.2億円)
Trinseo	—	10%	1721万5000ユーロ(約24.1億円)

## 背景

スチレン価格に見られる変動のため、産業界ではスチレン供給契約において情報会社ICIS(Independent Commodity Intelligence Services)が公表するスチレン月次契約価格(SMCP)を用いることが多い。

欧州委員会の調査は、INEOS が 2006 年制裁金減免告示の下で提出した減免申請により 2017 年 9 月に開始され、その後実施された 2018 年 6 月の立入調査を受け、Synbra を除く他の参加者による制裁金減免申請が続いた。

(お問い合わせは、多田 英明・東洋大学法学部教授 tada@toyo.jp までお願いします。)